

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥栖市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

佐賀県鳥栖市長

## 公表日

令和4年7月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等            ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分の確認・支払            ③国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務            ④オンライン資格確認等システムに関する資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務等(以下「オンライン資格確認業務」という。)</p>
③システムの名称	Acrocity国民健康保険(資格)、中間サーバ、団体内統合利用番号連携サーバ、国保総合システム、国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)</p> <p>第9条第1項 別表第1の30の項            (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条            &lt;オンライン資格確認業務&gt;            (1)番号利用法 第9条第1項(利用範囲)            別表第1 項番30            (2)番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条            (3)国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>(1)番号法第19条第8号 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 109, 120の項            (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第31条の2の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第59条の3</p> <p>【情報照会】</p> <p>(1)番号法第19条第8号 別表第2の42, 43の項            (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条, 第25条の2</p> <p>【オンライン資格確認業務】</p> <p>(1)番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認のため機関別符号を取得する等)            (2)国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民環境部 国保年金課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

鳥栖市 市民環境部 国保年金課  
〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地  
TEL0942-85-3582

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 3. 国民健康保険法第9条第1項・第2項・第3項・第6項・第9項、第42条第1項、第52条、第52条の2、第54条、第54条の3、第54条の4、第55条、第56条、第57条の2、第57条の3、第58条第1項、第64条、第116条、第116条の2	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1の30の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	事後	
令和1年6月21日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 1, 2, 3, 4, 5, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 44, 45, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106	【情報照会】 (1)番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 109, 119の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会】 (1)番号法第19条第7号 別表第2の42, 43の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2	事後	
令和1年6月21日	②所属長の役職名	国保年金課長 吉田 秀利	国保年金課長	事後	
令和1年6月21日	③システムの名称	Acrocity国民健康保険(資格)、Acrocity国民健康保険(給付)、中間サーバ、団体内統合利用番号連携サーバ、医療情報システム 次期国保総合システム、国保情報集約システム	Acrocity国民健康保険(資格)、Acrocity国民健康保険(給付)、中間サーバ、団体内統合利用番号連携サーバ、国保総合システム、国保情報集約システム	事後	
令和1年6月21日	1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年4月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年4月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年6月9日	1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年6月9日	2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年6月9日	③システムの名称	Acrocity国民健康保険(資格)、Acrocity国民健康保険(給付)、中間サーバ、団体内統合利用番号連携サーバ、国保総合システム、国保情報集約システム	Acrocity国民健康保険(資格)、中間サーバ、団体内統合利用番号連携サーバ、国保総合システム、国保情報集約システム	事前	オンライン資格確認の準備業務に伴うもの
令和2年6月9日	②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分の確認・支払 ③国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分の確認・支払 ③国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務等(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)	事前	オンライン資格確認の準備業務に伴うもの
令和2年6月9日	法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1の30の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1の30の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認の準備業務に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月9日	②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>(1) 番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 109, 119の項</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第31条の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第59条の3</p> <p>【情報照会】</p> <p>(1) 番号法第19条第7号 別表第2の42, 43の項</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条, 第25条の2</p>	<p>【情報提供】</p> <p>(1) 番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 109, 119の項</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第31条の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第59条の3</p> <p>【情報照会】</p> <p>(1) 番号法第19条第7号 別表第2の42, 43の項</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条, 第25条の2</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務】</p> <p>(1) 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>(2) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	オンライン資格確認の準備業務に伴うもの
令和2年6月9日	特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	オンライン資格確認の準備業務に伴うもの
令和4年3月11日	②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>(1) 番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 109, 119の項</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第31条の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第59条の3</p> <p>【情報照会】</p> <p>(1) 番号法第19条第7号 別表第2の42, 43の項</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条, 第25条の2</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務】</p> <p>(1) 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>(2) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>【情報提供】</p> <p>(1) 番号法第19条第8号 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 109, 119の項</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第31条の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第59条の3</p> <p>【情報照会】</p> <p>(1) 番号法第19条第8号 別表第2の42, 43の項</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条, 第25条の2</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務】</p> <p>(1) 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>(2) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和4年7月1日	②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等</p> <p>②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分の確認・支払</p> <p>③国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務</p> <p>④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務等(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p>	<p>国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等</p> <p>②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分の確認・支払</p> <p>③国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務</p> <p>④オンライン資格確認等システムに関する資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務等(以下「オンライン資格確認業務」という。)</p>	事後	
令和4年7月1日	法令上の根拠	<p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)</p> <p>第9条第1項 別表第1の30の項</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <p>(1) 番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30</p> <p>(2) 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>(3) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)</p> <p>第9条第1項 別表第1の30の項</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条&lt;オンライン資格確認業務&gt;</p> <p>(1) 番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30</p> <p>(2) 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>(3) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月1日	②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>(1) 番号法第19条第8号 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 109, 119の項</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第31条の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第59条の3</p> <p>【情報照会】</p> <p>(1) 番号法第19条第8号 別表第2の42, 43の項</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条, 第25条の2</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務】</p> <p>(1) 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p>	<p>【情報提供】</p> <p>(1) 番号法第19条第8号 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 109, 120の項</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第31条の2の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第59条の3</p> <p>【情報照会】</p> <p>(1) 番号法第19条第8号 別表第2の42, 43の項</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条, 第25条の2</p> <p>【オンライン資格確認業務】</p> <p>(1) 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認のため機関別符号を取得する等)</p>	事後	
令和4年7月1日	1. 対家人数 いつ時点の係数か	令和2年5月31日 時点	令和4年5月1日 時点	事後	
令和4年7月1日	2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年5月31日 時点	令和4年5月1日 時点	事後	